

賃貸住宅紛争防止条例に基づく説明書

住居契約者 様

東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例第2条の規定に基づき、以下の通り説明します。この内容は重要ですから十分理解してください。

なお、この条例は、原状回復等に関する法律上の原則や判例により定着した考え方を、契約に先立って宅地建物取引業者が借受け予定者に説明することを義務付けたものです。

商号又は名称	株式会社エレメントシステム ㊞	商号又は名称	㊞
代表者の氏名	茂木 聖仁	代表者の氏名	
主たる事務所	千葉県船橋市山野町63-1	主たる事務所	
免許証番号	国土交通大臣(10)第33333号	免許書番号	
免許年月日	平成12年10月 5日	免許年月日	
取引の態様	代理・媒介	取引の態様	
説明者	テスト主任者	説明者	

本説明書の対象建物

物件の所在地	千葉県船橋市山野町1-2-3
名称及び室番号	テストマンション 203
賃貸人の氏名・住所	テストオーナー 千葉県船橋市山野町

A-1 退去時における住宅の損耗等の復旧について

1 費用負担の一般原則について

- (1) 経年変化及び通常使用による住宅の損耗等の復旧については、賃貸人の費用負担で行い、賃借人はその費用を負担しないとされています。

(例) 壁に貼ったポスターや絵画の跡、日照りなどの自然現象によるクロスの変色、テレビ・冷蔵庫等の背面の電気ヤケ

- (2) 賃借人の故意・過失や通常の使用 방법에反する使用など賃借人の責めに帰すべき事由による住宅の損耗等があれば、賃借人は、その復旧費用を負担するとされています。

(例) 飼育ペットによる柱等のキズ、引越作業で生じたひっかきキズ、エアコンなどから水漏れし、その後放置したために生じた壁・床の腐食

2 例外としての特約について

賃貸人と賃借人は、両者の合意により、退去時における住宅の損耗等の復旧について、上記1の一般原則とは異なる特約を定めることができるとされています。

ただし、特約はすべて認められる訳ではなく、内容によっては無効とされることがあります。

A-2 当該契約における賃借人の負担内容について

損耗等の復旧については、賃借人はその費用を負担しませんが、退去の時、賃借人の故意・過失や通常の使用 방법에反する使用など、賃借人の責めに帰すべき事由による住宅の損耗等があれば、その復旧費用を負担する事になります。
また、ルームクリーニング代を預かり金より差し引くも異議ないものとします。

B-1 住宅の使用及び収益に必要な修繕について

1 費用負担の一般原則について

- (1) 住宅の使用及び収益に必要な修繕については、賃貸人の費用負担で行うとされています。

(例) エアコン(賃貸人所有)・給湯器・風呂釜の経年的な故障、雨漏り、建具の不具合

- (2) 入居期間中、賃借人の故意・過失や通常の使用 방법에反する使用など賃借人の責めに帰すべき事由により、修繕の必要が生じた場合は、賃借人がその費用を負担するとされています。

(例) 子供が遊んでいて誤って割った窓ガラス、お風呂の空だきによる故障

2 例外としての特約について

上記1の一般原則に係らず、賃貸人と賃借人の合意により、入居期間中の小規模な修繕については、賃貸人の修繕義務を免除するとともに、賃借人が自らの費用負担で行うことができる旨の特約を定めることができるとされています。

B-2 当該契約における賃借人の負担内容について

本契約では、電球、蛍光灯、給水・排水栓(パッキン)の取替え等費用が軽微な修繕については、賃借人の負担とします。

特約以外についての賃借人の負担は原則どおりです。すなわち、住宅の使用及び収益に必要な修繕については、賃貸人の費用で行いますが、賃借人の故意・過失や通常の使用 방법에反する使用など、賃借人の責めに帰すべき事由により修繕の必要を生じた場合は、賃借人がその費用を負担する事になります。

C 賃借人の入居期間中の、設備等の修繕及び維持管理等に関する連絡先となる者について

	氏名 (商号又は名称)	住所 (主たる事務所の所在地)	連絡先電話番号
1 共用部分の設備等の修繕及び維持管理費等			
設備等の修繕・維持管理等	テスト管理業者	広島県竹原市中央 Kマンション101	090xxxx
2 専用部分の設備等の修繕及び維持管理費等			
設備等の修繕等			

年 月 日 以上のとおり、説明を受け、本書面を受領しました。

借主 (住所)

(氏名)

㊞